

混合交通を観察する  
**DOCUMENT**  
series 178  
**Eye**



**WHY**  
運転中の携帯電話使用が  
罰則の対象に

11月1日より改正道路交通法の一部が  
施行された。

これまでは、運転中の携帯電話の使用  
に関して罰則の対象にならなかったのは、交通  
の危険を生じさせた場合に限られていた  
が、今回の改正では走行中に手に持って



改正道路交通法が施行された初日にもかかわらず、運転中の携帯電話使用が目についた

**観察場所** / 東京都中央区勝どき2丁目9番地付近  
(晴海通りと清澄通りが交差する「勝どき駅前」交差点)  
**観察日** / 11月1日(月曜日)  
**天候** / 晴れ  
**観察時間** / 12:45 ~ 13:45(1時間)  
**観察者** / 4名

一般道路での運転中における携帯電話の使用状況を観察する  
**11月1日、運転中に携帯電話を使用していた運転者2315人中44人**

通話する、メールの送受信などのために  
画像を注視する行為をした者が罰則の対  
象となった。運転中の携帯電話の使用に  
罰則が適用された11月1日、東京都内で  
一般道路を走る運転者の携帯電話使用状  
況を観察した。

**WATCHING**  
信号待ちで携帯電話を  
手にするドライバー多数

場所は東京・銀座にほど近い、晴海通  
りと清澄通りが交わる「勝どき駅前」交  
差点。この交差点を通過する車両に乗る  
運転者の携帯電話使用状況を観察した。  
観察の結果、数日前から新聞やテレビ  
等で「運転中の携帯電話使用に罰則適  
用」のニュースが取り上げられていたに  
もかわらず、2315人(二輪車含む)  
中、携帯電話を使用していた運転者は通  
話中が35人、それ以外(メール等のチェ  
ック含む)が9人の計44人(停止中、信  
号待ちを含む)だった。

内訳は乗用車654人中22人、商用車  
1117人中12人、大型車366人中9人  
で、二輪車では178人中1人が携帯電話  
を使用しながら運転操作を行っていた。  
信号待ちになると、携帯電話を取り出  
す運転者が多く、メールチェック等の場  
合はすぐに終了する一方、通話中だと信  
号待ちで停止線からズルズルと車両が前  
に進んだり、片手運転のまま右折を行う  
という例もあった。

運転中の携帯電話の使用は幅広い年齢  
層で観察されたが、特に乗用車のドライ  
バーに多く見られた。なお、商用車と思わ  
れる車両のドライバーの中には携帯電話  
用のハンズフリー装置を使用し、片手運



信号待ちになると、携帯電話を取り出して、メールのチェックを始める運転者

転にならないようにしている例もあった。  
観察中に危険な場面は見られなかった  
ものの、携帯電話を使用中の運転者は横  
断歩道に歩行者がいても左右確認が不十

分であるなど、漫然とした運転が目立っ  
ていた。

**PROPOSE**  
携帯電話の使用は  
安全運転を阻害する要因

携帯電話の加入数の急増に伴い、携帯  
電話等の使用に係る交通事故の発生件数  
が昨年は2597件と、平成12年の1.  
8倍へと増加(警察庁資料より)。  
運転中の携帯電話の使用は片手運転と  
なり運転操作が不安定となる。また、会  
話に気がとられたり、画像を注視するこ  
とで、運転に必要な周囲の状況に対して  
注意を払うことが困難となり、大変危険  
である。

ドライバーは運転中の携帯電話の使用  
が違反であるだけでなく、事故の原因  
となりうることを再認識し、運転中はド  
ライブモードやマナーモードにする等、  
携帯電話を使用しないようにしてほしい。

運転者の携帯電話使用状況(停止中、信号待ちを含む)

	運転中に携帯電話を使用		总台数
	通話	メール等	
乗用車	20	2	654
商用車(タクシー含む)	7	5	1,117
大型車	7	2	366
二輪車	1	0	178
合計	35	9	2,315

**SJ Mail** ご愛読者の皆様へ  
今月号に対するご意見・ご感想をお寄せください!!

SJ編集部では今後の紙面づくりの参考にさせていただくため、日頃よりご愛読いただいている読者のみなさまのご意見・ご感想をお待ちしております。今月号へのご意見・ご感想は右記のメールアドレスへ。 sj-mail@ast-creative.co.jp  
弊紙に対する個別のご質問には回答できかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。